

○御杖村老人福祉入所者に係る葬祭及び遺留金品事務取扱要領
(趣旨)

第1条 この告示は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第11条及び老人ホーム入所措置等実施要綱(令和7年4月1日告示第6号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、老人福祉施設への入所措置を受けた者又は養護委託の措置を受けている者(以下「被措置者」という。)が死亡した際の葬祭及び遺留金品の取扱いを適正かつ円滑に行うため、必要な取扱いを定めるものとする。

(死亡届及び遺留金品届)

第2条 被措置者が死亡したときは、養護老人ホームの長又は養護受託者(以下「施設長等」という。)から老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第6条の定めるところにより、要綱第4条に規定する措置廃止決定通知書をもって死亡及び遺留金品の状況を当該死亡した被措置者の措置の実施機関である御杖村長(以下「村長」という。)に届け出るものとする。(緊急を要するため電話等で届け出た場合も、事後に届出書を提出すること。)

2 前項により届出を受けた村長は、速やかに実地調査等を行い、遺留金品の状況を把握しなければならない。なお、遺留金品は、動産及び不動産を含むが、死亡者が生前所有権又は処分権を有していたものに限られる。

(葬祭措置の決定)

第3条 村長は、死亡した被措置者の葬祭を行う者の有無を調査し、葬祭を行う者がいないと認めたときは、法第11条第2項の規定により葬祭を行い、又は施設長等にその葬祭を行うことを委託するものとする。

2 村長は、施設長等に葬祭を委託するときは、事前に当該施設長等の内諾を得た上で、要綱第8条の規定による葬祭依託書により、当該施設長等に委託するものとする。

(葬祭費の決定及び遺留金品の処分)

第4条 村長は、死亡した被措置者につき、次により葬祭費の決定を行うものとする。

(1) 死亡者に遺留金品がない場合

法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)の老人保護措置費支弁基準に定める葬祭費の額(以下「支弁基準額」という。)又は実際に葬祭に要する額のいずれか低い方の額を葬祭費として決定する。

(2) 死亡者に遺留金品がある場合

法第27条の規定により、死亡者の遺留金及び有価証券を葬祭に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を処分してその代金をこれ

に充てるものとし、施設長等に対し、遺留金品の処分につき遺留金品処分指示書(様式第1号)により指示するものとする。

遺留金、有価証券及び遺留物品を処分して得られた代金の合計額(以下「遺留金品の総額」という。)が葬祭に要する費用と同じか又はこれを超えるときは、葬祭を執行し、又はその執行を委託し、葬祭費の決定は行わない。また、遺留金品の総額が、葬祭に要する費用(支弁基準額を超えるときは、支弁基準額とする。)に満たないときは、当該費用と遺留金品の差額を葬祭費として決定する。

- 2 村長は、葬祭の措置をとる場合においては、死亡者の遺留金品を他の債務に優先して当該葬祭に要する費用に充当する。
- 3 村長が法第27条による処分前に葬祭費を支出した場合は、次により取り扱うものとする。

- (1) 遺留金品の総額が葬祭費に満たない場合

葬祭費の原決定処分について当該合計額を減じる変更を行った上、当該金額を当該措置費支出科目に戻入れる。

- (2) 遺留金品の総額が葬祭費と同額又はこれを超える場合

葬祭費の原決定処分を取消しの上、当該葬祭費と同額を当該措置費支出科目に戻入れる。

(残余の遺留金品の引渡し)

第5条 村長は、前条の規定により処分を行った後、なお残余の遺留金品があるときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 当該被措置者に民法(明治31年法律第9号)の相続に関する規定に基づく相続人がいる場合は、この者に残余の金品を引き渡すものとする。また、施設長等が相続人に遺留金品を引き渡したときは、村長は、遺留金品引渡し報告書(様式第2号)及び遺留金品受領書(様式第3号)の写しを徴し、これを保管するものとする。

- (2) 相続人が明らかでない場合は、残余の金品を保管する(これが困難な場合は、当該施設長等の下に保管すること。)とともに、利害関係人としての地位において、民法第952条の規定により、所管家庭裁判所に対して相続財産管理人選任の請求を行い、同法の規定に従った事務処理を行う。なお、村長が保管する現金については、歳入歳出外現金とすること。この場合において、残余の遺留金品が少額である場合は、当該死亡者の通夜、供養の費用等で福祉事務所長が適当と判断したものについてこれを充当して差し支えない。ただし、この場合はその経理状況を明確にしておくこと。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

遺留金品処分指示書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

遺留金品引渡し報告書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

遺留金品受領書
[別紙参照]